

# 岐阜県森林経営プランナー登録要領

制定（平成 26 年 2 月 13 日森第 886 号）

改正（平成 29 年 5 月 1 日恵森第 76 号）

改正（令和 4 年 4 月 15 日森経第 90 号）

## 第 1 目 的

この要領は、岐阜県等が実施する施業プランナー育成にかかる研修を修了し、提案型集約化施業等の実務経験を有した者を「岐阜県森林経営プランナー（以下「森林経営プランナー」という。）」として登録することで、林業事業体等における森林経営プランナーの活動を促進し、組織経営及び地域における森林経営の中核を担う人材としての位置づけを明確にする。併せて、研修の受講履歴を管理することで、段階的かつ継続的な研修の受講を促し、技術力の向上に資することを目的とする。

## 第 2 森林経営プランナーの定義

森林経営プランナーは、森林所有者に対して路網計画、間伐方法等の森林施業の方針、事業収支等を示した施業提案書を作成・提示して施業を受託し、現場技術者への指示・管理等を行うまでの森林施業の集約化を実践するとともに、森林経営計画の作成・実行監理の中核を担う者とし、森林経営プランナーと上級森林経営プランナーに区分する。

## 第 3 登録の要件

森林経営プランナーとして登録できる者は、次に掲げる各号のいずれかに該当し、かつ、作成した森林経営計画が森林法第 11 条の 5 の規定による認定を受けた実績のある者とする。ただし、第 7 により森林経営プランナーの登録を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者は登録をすることができない。

### 1 森林経営プランナー

- (1) 森林施業プランナー協会による森林施業プランナーの認定を受けた者。
- (2) 県が実施した施業プランナー養成基礎研修又は施業プランナー育成研修を修了した者、もしくは健全で豊かな森林づくりプロジェクト実施者。
- (3) 国または国の補助を受けて実施する森林施業プランナー育成のための研修を修了した者。
- (4) 平成 26 年度以降に岐阜県立森林文化アカデミーの森と木のクリエイター科を卒業した者。
- (5) 施業の集約化や適正な森林経営計画の作成・実行監理などで実績を挙げ、知事が特別に認めた者。

### 2 上級森林経営プランナー

県が実施した施業プランナー上級研修を修了した者。

## 第 4 登録の申請

- 1 登録希望者が所属する林業事業体等の代表者（以下「登録申請者」という。）は、岐阜県森林経営プランナー登録申請書（様式 1、以下「登録申請書」という。）を知事に提出するものとする。
- 2 前項の登録申請書には、登録希望者が第 3 の要件に該当することを証する書類を添付するものとする。ただし、県が主催する研修の修了・履修の場合は不要とする。
- 3 登録申請者は、登録を申請するにあたり、次の事項について同意するものとする。
  - (1) 登録希望者に主に施業の集約化や森林経営計画作成等の業務を担わせること。

(2) 上記の者が、森林経営プランナーに登録された後、施業プランナー実践力向上研修（以下「実践力向上研修」という。）を積極的に受講させることにより、資質向上を図る。

## 第5 登録

- 1 知事は、申請のあった登録希望者が第3の要件に該当すると認められるときは、森林経営プランナーとして登録する。
- 2 知事は、前項の登録をしたときは、岐阜県森林経営プランナー登録簿（様式2、以下「登録簿」という。）に登載し、登録者名、所属事業体名を公表するものとする。
- 3 知事は、前項の登録が完了したときは、登録申請者に岐阜県森林経営プランナー登録通知書（様式3）をもって通知するものとする。  
また、知事は登録者に対して岐阜県森林経営プランナー登録証（様式4、以下「登録証」という。）を交付するものとする。

## 第6 登録の変更

- 1 登録者の所属する林業事業体の代表者（以下「登録事業者」という。）は、申請した内容に変更が生じた場合又は第8の1（1）の事項に該当した場合は、岐阜県森林経営プランナー登録変更届出書（様式5、以下「変更届出書」という。）により、速やかに知事に届け出るとともに登録証を返還しなければならない。なお、所属する林業事業体を登録者が転籍した場合は、新たに所属する林業事業体の代表者が第4の3の事項に同意したうえで、変更届出書を知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、登録事業者から前項の規定による届出があった場合は、記載事項を確認のうえ、届出があった事項を速やかに登録簿に反映させるとともに、登録者に対して登録証を再発行するものとする。
- 3 知事は、実践力向上研修の修了者を確認し、登録簿の最終履歴を更新するものとする。

## 第7 業務活動の報告

森林経営プランナーは、登録日又は更新日を含む年度から5年ごとに活動実績報告書（様式6）を作成するとともに、登録事業者は取りまとめの上、知事が別途通知する期日までに提出するものとする。

## 第8 登録の取り消し

- 1 知事は、登録者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、速やかにその登録を取り消すものとする。
  - (1) 森林経営プランナーとして活動できなくなったとき。
  - (2) 登録事業者からの届出があったとき。
  - (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽等があったとき。
  - (4) その他県が特に必要があると認めたとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、速やかに岐阜県森林経営プランナー登録取消通知書（様式7）により、登録事業者に通知するものとする。

## 第9 個人情報の管理

県は、登録された個人情報については適正に取り扱わなければならない。

## 附 則

この要領は、平成26年2月13日から施行する。

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月15日から施行する。

様式 1

年 月 日

岐阜県知事 様

(登録申請者)

所在地

事業体名

代表者氏名

印

( TEL

FAX

)

岐阜県森林経営プランナー登録申請書

岐阜県森林経営プランナー登録要領第4の1の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 氏 名

2 生年月日

3 住 所

4 登録区分

5 修了した研修

年度	研修名	実施主体	備考

6 業務実績及び森林経営計画認定実績

年度	業務実績		森林経営計画認定実績				備考
	集約化面積(ha)	素材生産量(m <sup>3</sup> )	認定日	認定番号	団地名	面積(ha)	

7 同意事項

- (1) 今後、上記の者に主に施業の集約化や森林経営計画作成等の業務を担わせます。
- (2) 上記の者が、森林経営プランナーに登録された後、施業プランナー実践力向上研修を積極的に受講させ、資質向上に努めさせることに同意します。

8 添付書類等

- (1) 要領第3の登録要件に該当することを証する書類の写し(県が主催する研修の修了・履修の場合は不要)
- (2) 最近6か月以内に撮影したカラー写真1枚(正面、無帽の顔写真 サイズ縦3cm×横2.5cm、裏面に氏名を自署、データも可)



(登録申請者) 様

岐阜県知事

岐阜県森林経営プランナー登録通知書

年 月 日付けで申請のあった岐阜県森林経営プランナー登録申請については、岐阜県森林経営プランナー登録要領第5の3の規定により、下記のとおり登録したので通知します。

なお、同要領第6の1の規定により、登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更届出書により届け出るとともに登録証を返還してください。

記

1 登録者名

2 登録区分

3 登録番号

4 登録年月日 年 月 日

様式4

(表面)

第 号	岐阜県森林経営プランナー登録証		
写真	事業体名	○○○○○○	
	氏 名	○○	○○
	登録区分		
	生年月日		年 月 日
		○○年○○月○○日	
	岐阜県知事	○○	○○

(裏面)

住 所
-----

様式 5

年 月 日

岐阜県知事 様

(登録事業者)

事業体名

代表者氏名

印

岐阜県森林経営プランナー登録変更届出書

岐阜県森林経営プランナー登録要領第6の1の規定により、下記のとおり登録内容に変更が生じたので届け出ます。

また、併せて登録証を返還します。

記

1 登録者名

2 登録区分

3 登録番号

4 変更事項

5 変更の理由

6 変更年月日

年 月 日

岐阜県知事 様

(登録者)

事業体名  
登録者名

岐阜県森林経営プランナー業務活動状況報告書

岐阜県森林経営プランナー登録要領第7の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 活動期間 年度 ～ 年度（5年間）

2 活動内容

(1) 森林経営計画樹立面積及び監理面積

年度	件数	新規樹立面積 (ha)	実行監理面積(ha)	備考

注1 新規樹立面積欄には、更新面積も含めるものとする。

注2 実行監理面積欄には、森林経営プランナーが年度末時点で実行監理している年度末に有効な森林経営計画面積を記入するものとする。

(2) 具体的な活動

注1 具体的な活動欄には、プランナー業務として森林所有者への説明や座談会開催、境界確認、施業提案するための資源量調査など具体的な活動内容を記入してください。

また、森林経営計画を実行監理する上で、自身の課題となっていることがあれば記入してください。

様式7

第 号  
年 月 日

(登録事業者) 様

岐阜県知事

岐阜県森林経営プランナー登録取消通知書

岐阜県森林経営プランナー登録要領第8の2の規定により、下記のとおり岐阜県森林経営プランナーの登録を取り消したので通知します。

記

- 1 登録者名
- 2 登録区分
- 3 登録番号
- 4 取消年月日                      年    月    日
- 5 取消の理由